

説明会について

ガイドライン適合事業所認定に関する説明会を、以下のとおり、全国7都市(札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡)にて開催いたします。ふるってご参加ください。

参加料は無料

開催地	開催日時	会場	定員
東京	8月1日(木) 10:00~11:30	国際ファッションセンター KFC Rooms101 ~ 103 (東京都墨田区横網 1-6-1)	160名
福岡	8月6日(火) 14:00~15:30	TKP 博多駅筑紫口ビジネスセンター 701 (福岡市博多区博多駅中央街 4-8)	100名
広島	8月20日(火) 14:00~15:30	ワークピア広島 桜ABC (広島市南区金屋町 1-17)	100名
大阪	8月21日(水) 14:00~15:30	UMEDAI 大阪梅田 01+02+03 会議室 (大阪市北区茶屋町 1-27)	100名
名古屋	8月22日(木) 14:00~15:30	名古屋市中企業振興会館 第7会議室 (名古屋市中区千種区吹上 2-6-3)	100名
札幌	8月30日(金) 14:00~15:30	TKP 札幌ビジネスセンター カンファレンスルーム 9A (札幌市中央区北3条西3丁目 1-44)	100名
仙台	9月6日(金) 14:00~15:30	TKP 仙台南町通カンファレンスセンター ホール 8A (仙台市青葉区中央 3-6-10)	100名

(開場は開始時刻の30分前を目安とします。)

プログラム概要

1. ガイドライン適合事業所認定のご紹介

- ・ 制度概要
- ・ 申請から認定までの流れ
- ・ 申請準備のポイント 等



2. 質疑応答

対象者

主に公的職業訓練(ハロートレーニング)及び教育訓練給付制度の指定講座を実施している民間教育訓練機関の管理者等

参加申込

- ▶ 下記の公式Webサイトからお申込みください。
- ▶ 申込締切日は、原則開催日の1週間前といたします。定員に達した時点で申込を締め切らせていただきますのでご了承ください。
- ▶ 申込された方には参加票をメールでお送りいたします。説明会の受付まで、印刷した参加票をご持参ください。

問合せ先

受付時間: 平日10時~17時

■ 事務局: 一般社団法人 人材育成と教育サービス協議会(JAMOTE)

TEL: 050-7530-3988 FAX: 03-3552-5402

E-mail: tekigo@jamote.jp

公式Webサイト <http://www.minkan-guideline-tekigo.info/>

職業訓練 ガイドライン認定

検索

令和元年度

職業訓練サービスガイドライン
適合事業所認定

(略称:ガイドライン適合事業所認定)

認定取得のご案内

説明会開催のご案内



認定制度の概要

厚生労働省が策定した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)に基づいて、公的職業訓練(ハロートレーニング)及び教育訓練給付制度の指定講座の質の向上に取り組んでいる民間教育訓練機関に対して審査を行い、ガイドラインに適合している事業所を認定する制度です。

認定取得のメリット

- ✓ 職業訓練サービスの質の向上につながります。
- ✓ 令和元年10月以降に開講する求職者支援訓練の認定申請において、ガイドライン適合事業所認定を取得していることが加点要素となります。
- ✓ ガイドラインに適合していることが認定された民間教育訓練機関は、認定証が付与され、「ガイドライン適合事業所認定マーク」を広報等に使用することができます。

認定マーク

認定証発行番号
第0000XX0000(0)号

認定制度の概要をご説明いたします。詳細については公式Webサイトをご確認ください。

<http://www.minkan-guideline-tekigo.info/>

申請要件

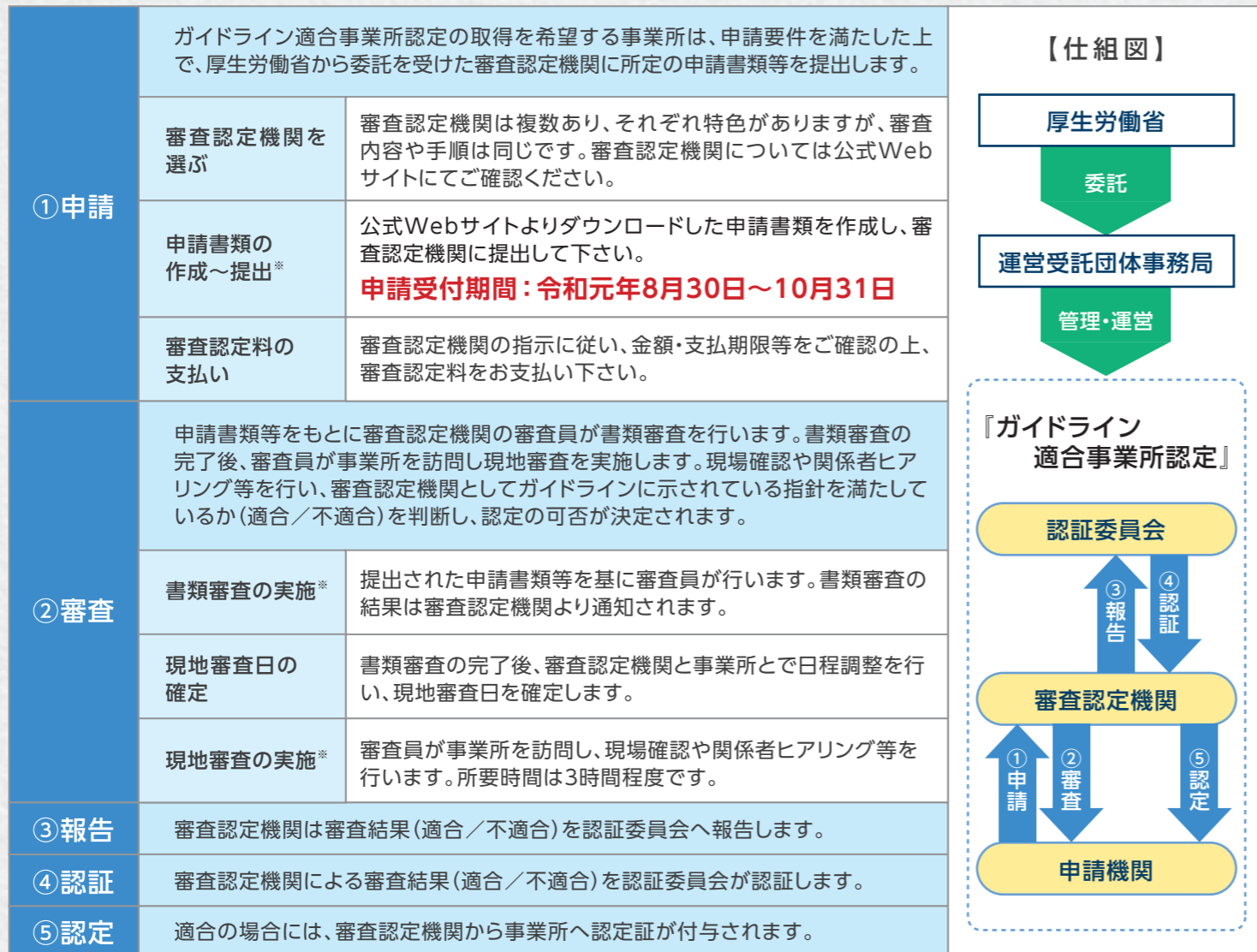
ガイドライン適合事業所認定の取得を申請するためには、申請時に申請要件を満たしていることが必要です。また、審査の対象範囲は事業所単位です。

一部抜粋

- ▶ ガイドラインを用いて、既に職業訓練サービスの質の向上に取り組んでいる民間教育訓練機関であること。具体的には、申請書類として提出する「自己診断表」において、自己診断の結果が全て「◎」（できている）であること。ただし当該民間教育訓練機関において適用外である確認事項は除く。
- ▶ 「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」を受講した人員を有していること。
- ▶ 以下に該当する教育訓練を、現在実施しているか、又は将来実施する計画があること。
 - ① 公的職業訓練（ハロートレーニング）
 - ② 教育訓練給付制度の指定講座 **◀ 今年度から審査対象が拡大 ▶**

----- この他の申請要件については、公式Webサイトをご確認ください。 -----

ガイドライン適合事業所認定の仕組（申請から認定までの流れ）



※印の段階においては、申請書類等に不備等がある場合、審査認定機関から申請機関へ書類の修正や追加提出、是正活動を依頼します。

申請について

相談受付開始：8月19日(月) 午前10時

申請に関する具体的なご質問(申請書類やエビデンスについての不明点等)は、公平を期するために、各審査認定機関にて一斉に受付を開始いたします。

申請受付期間：8月30日(金)～10月31日(木) [予定]

申請受付予定数：180件(申請は事業所単位です。)

申請数が申請受付予定数を超えた場合には、申請受付期間の途中で受付けを停止することがあります。その場合には、申請書類を返却し、審査認定料を返金します。



審査認定料

令和元年度ガイドライン適合事業所認定における審査認定料は、40～50万円(税抜)が目安金額になっています。審査認定料には、申請書類の確認に係る費用、書類審査に係る費用、現地審査に係る費用、認定・登録に係る費用が含まれます。また、審査認定料の他に、審査認定機関から現地審査旅費(実費)が請求されます。詳細については審査認定機関に直接ご確認ください。

審査認定機関の紹介

令和元年度ガイドライン適合事業所の審査認定機関として厚生労働省から指定を受けた組織は複数あります。審査認定機関にはそれぞれ特色がありますが、審査内容や手順は同じです。各審査認定機関の特色や連絡先については公式Webサイトをご確認ください。

よくある質問

- 質問1 ガイドライン適合事業所認定の申請を行う時点で、ガイドライン研修の受講を済ませておく必要があるか。
- 回答 「ガイドライン研修を受講した人員を有していること」が申請要件の一つとなっておりますので、申請を行う時点でガイドライン研修を修了している必要がございます。
- 質問2 事業所が複数ある場合、認定の申請は事業所単位で行うのか。
- 回答 事業所単位での申請をお願いします。審査の対象範囲は事業所単位ですので、同一の申請機関が複数の事業所について認定の取得を希望する場合には、事業所ごとに申請を行って下さい。

昨年度認定を取得した事業所の声

マニュアルが明確になり、業務の遂行がスムーズになった!

社内の情報共有が強化され、質向上の意識が高まった!

受講生のニーズを踏まえ詳細な案内を行うようになった!

教育訓練事業の財務管理が明確になった!

受講生へ説明すべき事項を社内でも共有化できた!

